

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、私道を舗装し、私道に排水設備若しくは防犯灯を設置し、又は私道に設置されている排水設備若しくは防犯灯を修理し、若しくは私道に設置されている電柱を移設する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>― 私道 次に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。</p> <p>ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路</p> <p>イ 墨田区有通路条例（平成29年墨田区条例第45号）第2条に規定する区有通路</p> <p>ウ 墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第44号）第6条第1項に規定する管理道路</p> <p>― 電柱 電力柱、電信柱、防犯灯柱（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件を満たすものに限る。）及び引込柱をいう。</p> <p>（助成対象工事等）</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる工事又は移設（以下「助成対象工事等」という。）は、規則で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される次に掲げる工事又は移設とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>― 電柱移設</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、私道を舗装し、私道に排水設備若しくは防犯灯を設置し、又は私道に設置されている排水設備若しくは防犯灯を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「私道」とは、次に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。</p> <p>― 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路</p> <p>― 墨田区有通路条例（平成29年墨田区条例第45号）第2条に規定する区有通路</p> <p>― 墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第44号）第6条第1項に規定する管理道路</p> <p>（助成対象工事）</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される次に掲げる工事とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象工事等ごとに区長が別に定める。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、助成対象工事等の完了を確認した後、交付すべき額を確定し、申請者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、助成対象工事等(電柱移設に限る。)の完了を確認する前に、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

〔略〕

助成金を助成対象工事等の資金以外に使用したとき。

〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第4条 助成金の額は、助成対象工事ごとの標準工事費の範囲内で区長が定める額とする。

2 前項の助成対象工事ごとの標準工事費は、区長が別に定める。

〔同左〕

第7条 助成金は、助成対象工事の完了を確認した後、交付すべき額を確定し、申請者に交付する。

〔新設〕

〔同左〕

第8条 〔同左〕

〔略〕

助成金を助成対象工事の資金以外に使用したとき。

〔略〕

2 〔略〕

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。